

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

三田市長 田村 克也

市町村名 (市町村コード)	三田市 28219	
地域名 (地域内農業集落名)	本庄 (大音所)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年1月27日 (第4回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農業従事者の高齢化による担い手不足と後継者確保が必須。農業収益の悪化により農業を維持していくことが難しい。(資材高騰、農薬高騰、機械高騰などによる経費増大、米価格の低迷など)
 地域内の若者が定住せず、兼業農家の減少が著しい。

(2) 地域における農業の将来の在り方

酒米(山田錦等)と普通米(コシヒカリ等)の水稻栽培を中心とする。可能な範囲で、新規就農者導入も進めています。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	18.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	18.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域内農業者(及び地権者)と調整しながら計画的に農地利用を進めます。
(2)農地中間管理機構の活用方針
利用方法やメリットが浸透していないことから、今後地域で勉強会等を検討します。
(3)基盤整備事業への取組方針
農地所有者等の理解を得ながら今後検討します。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域外の新規就農者や担い手の受け入れを検討します。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業協同組合と連携し、地域農業をさらに発展させたいと考えます。又、作業効率化を期待できる防除作業は委託し、水稲の乾燥調製作業なども農業協同組合へ委託する予定です。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

「囲いわな」の使用に加え、市内猟友会の協力を得ながら「くくりわな」も取り入れ、地域全体で鳥獣被害の防止に努める。
 今まで通り、農家全体で田畑、池、水路等の保全に努め、自分たちの農地は自分たちで守る。